

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成23年11月4日(2011.11.4)

【公開番号】特開2010-72427(P2010-72427A)

【公開日】平成22年4月2日(2010.4.2)

【年通号数】公開・登録公報2010-013

【出願番号】特願2008-240786(P2008-240786)

【国際特許分類】

G 09 G 5/00 (2006.01)

G 09 G 5/14 (2006.01)

G 09 G 5/36 (2006.01)

H 04 N 5/74 (2006.01)

【F I】

G 09 G 5/00 510M

G 09 G 5/00 510H

G 09 G 5/14 E

G 09 G 5/36 510A

H 04 N 5/74 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年9月16日(2011.9.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示部に画像を表示する画像表示装置であって、

画像データが記憶された可搬型記憶媒体を接続するための接続手段と、

前記可搬型記憶媒体に記憶されている画像データに基づいて、前記表示部に画像を表示する画像表示手段と、

前記画像表示装置を操作するための操作部と、

前記画像表示装置を操作するための操作画面を表示する操作画面表示手段であって、前記接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記可搬型記憶媒体に記憶されている画像データを用いて前記表示部に画像を表示する所定の画像処理に依存した操作画面を表示する操作画面表示手段と、

を備える画像表示装置。

【請求項2】

請求項1記載の画像表示装置であって、

前記操作画面表示手段は、前記接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されていることを利用者が視認可能となる所定の情報を含む操作画面を表示する、画像表示装置。

【請求項3】

請求項1または請求項2記載の画像表示装置であって、更に、

前記可搬型記憶媒体に記憶されている画像データを編集可能な編集手段を備え、

前記所定の画像処理には前記画像データの編集実行が含まれ、

前記操作画面表示手段は、前記接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記画像データの編集の実行を指示するための操作項目を含む操作画面を表示する、画像

表示装置。

【請求項 4】

請求項 1 記載の画像表示装置であって、

前記所定の画像処理には、前記表示部に表示すべき画像を表す画像データの選択が含まれ、

前記操作画面表示手段は、前記接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記画像データの選択を行うための操作画面を前記表示部に表示する、画像表示装置。

【請求項 5】

第 1 の表示部に画像を表示する画像表示装置であって、

画像データが記憶された可搬型記憶媒体を接続するための第 1 の接続手段と、

映像信号を出力する画像供給装置を接続して、前記画像供給装置から出力された映像信号を入力する第 2 の接続手段と、

前記可搬型記憶媒体に記憶されている画像データもしくは前記画像供給装置から入力された映像信号に基づいて、前記第 1 の表示部に画像を表示する画像表示手段と、

前記画像表示装置を操作するための操作部と、

前記第 1 の接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合と、前記第 2 の接続手段に前記画像供給装置が接続されている場合とにおいて、前記操作部にわりつけられる機能が異なるように制御する制御手段と、

を備える画像表示装置。

【請求項 6】

請求項 5 記載の画像表示装置であって、更に、

第 2 の表示部と、

前記操作部を構成する操作画面を前記第 2 の表示部に表示する操作画面表示手段を備え、

前記制御手段は、前記第 1 の接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記可搬型記憶媒体に記憶されている画像データを用いて前記第 1 の表示部に画像を表示する所定の画像処理に依存した操作画面を前記第 2 の表示部に表示するよう前記操作画面表示手段を制御する、画像表示装置。

【請求項 7】

請求項 6 記載の画像表示装置であって、更に、

前記画像データを編集可能な編集手段を備え、

前記所定の画像処理には前記画像データの編集実行が含まれ、

前記制御手段は、前記第 1 の接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記編集手段に前記画像データの編集の実行を指示するための編集指示部を含む操作画面を前記第 2 の表示部に表示するよう前記操作画面表示手段を制御する、画像表示装置。

【請求項 8】

請求項 6 記載の画像表示装置であって、

前記操作部は、前記画像表示装置を操作するための機能が割り付けられた物理的なキーによって構成されており、

前記制御手段は、前記第 1 の接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合と、前記第 2 の接続手段に前記画像供給装置が接続されている場合とにおいて、前記キーに割り付ける機能を変更する、画像表示装置。

【請求項 9】

請求項 8 記載の画像表示装置であって、更に、

前記画像データを編集可能な編集手段を備え、

前記所定の画像処理には前記画像データの編集実行が含まれ、

前記制御手段は、前記第 1 の接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記編集手段に対する前記画像データの編集実行を指示する機能を前記キーに割り付ける、画像表示装置。

【請求項 10】

可搬型記憶媒体を接続するための接続手段を備える画像表示装置を制御するための制御方法であって、

前記接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記可搬型記憶媒体に記憶されている画像データを用いて画像を表示する所定の画像処理に依存した操作画面を表示部に表示する、

制御方法。

#### 【請求項 1 1】

可搬型記憶媒体を接続するための第1の接続手段とコンピュータを接続するための第2の接続手段と操作部とを備える画像表示装置を制御するための制御方法であって、

前記第1の接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合と、前記第2の接続手段に前記画像供給装置が接続されている場合とにおいて、前記画像表示装置を操作するための操作部の機能が異なるように制御する、

制御方法。

#### 【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 7】

[適用例 1]

表示部に画像を表示する画像表示装置であって、画像データが記憶された可搬型記憶媒体を接続するための接続手段と、前記可搬型記憶媒体に記憶されている画像データに基づいて、前記表示部に画像を表示する画像表示手段と、前記画像表示装置を操作するための操作部と、前記画像表示装置を操作するための操作画面を表示する操作画面表示手段であって、前記接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記可搬型記憶媒体に記憶されている画像データを用いて前記表示部に画像を表示する所定の画像処理に依存した操作画面を表示する操作画面表示手段と、を備える画像表示装置。

#### 【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 8

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 8】

適用例 1 の画像表示装置によれば、可搬型記憶媒体接続時には、可搬型記憶媒体に記憶されている画像データを用いて画像を表示する所定の画像処理に依存した操作画面が表示部に表示される。従って、可搬型記憶媒体接続時、利用者は、可搬型記憶媒体に記憶されている画像データを用いて画像を表示する所定の画像処理に依存した操作画面を利用してプロジェクトを操作できる。よって、利用者は簡易に可搬型記憶媒体に記憶されている画像データを用いた所定の画像処理を行うことができ、利用者の操作性を向上できる。

#### 【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

[適用例 4]

適用例 1 の画像表示装置であって、前記所定の画像処理には、前記表示部に表示すべき画像を表す画像データの選択が含まれ、前記操作画面表示手段は、前記接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記画像データの選択を行うための操作画面を前記表示部に表示する。適用例 4 の画像表示装置によれば、可搬型記憶媒体接続時には、画像

データの選択を行うための操作画面が表示される。よって、画像データの選択を行うための操作画面を呼び出すための利用者操作を省略できるので、利用者の利便性の向上を図ることができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0013

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0013】

[適用例6]

適用例5の画像表示装置であって、更に、第2の表示部と、操作部を構成する操作画面を前記第2の表示部に表示する操作画面表示手段を備え、前記制御手段は、前記第1の接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記可搬型記憶媒体に記憶されている画像データを用いて前記第1の表示部に画像を表示する所定の画像処理に依存した操作画面を前記第2の表示部に表示するよう前記操作画面表示手段を制御する。適用例6の画像表示装置によれば、可搬型記憶媒体接続時には、所定の画像処理に依存した操作画面が第2の表示部に表示される。よって、所定の画像処理に依存した機能を利用者に容易に実行可能とする操作画面を提供できるので、利用者の操作性の向上を図ることができる。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

[適用例7]

適用例6の画像表示装置であって、更に、前記画像データを編集可能な編集手段を備え、前記所定の画像処理には前記画像データの編集実行が含まれ、前記制御手段は、前記第1の接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合、前記編集手段に前記画像データの編集の実行を指示するための編集指示部を含む操作画面を前記第2の表示部に表示するよう前記操作画面表示手段を制御する。適用例7の画像表示装置によれば、可搬型記憶媒体に記憶されている画像データの編集実行を指示するための編集指示部が操作画面に含まれる。従って、可搬型記憶媒体接続時に、容易に画像データの編集を行うことができる。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

[適用例8]

適用例6の画像表示装置であって、前記操作部は、前記画像表示装置を操作するための機能が割り付けられる物理的なキーによって構成されており、前記制御手段は、前記第1の接続手段に前記可搬型記憶媒体が接続されている場合と、前記第2の接続手段に前記画像供給装置が接続されている場合とにおいて、前記キーに割り付ける機能を変更する。適用例8の画像表示装置によれば、可搬型記憶媒体が接続されている場合と、コンピュータが接続されている場合とにおいて、操作部に設けられているキーに割り付ける機能が変更される。従って、可搬型記憶媒体を用いた画像処理用の操作キーを新たに準備することなく、利用者に、可搬型記憶媒体を用いた画像処理に依存した操作部を提供できる。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】 0 0 1 8

【補正方法】 変更

【補正の内容】

【 0 0 1 8 】

A . 第 1 実施例 :

A 1 . システム構成 :

図 1 は、第 1 実施例における画像表示装置としてのプロジェクタの概略構成を例示する説明図である。図 1 ( a ) は、プロジェクタ 10 のシステム構成を示しており、図 1 ( b ) は、プロジェクタ 10 の操作部 510 を示している。プロジェクタ 10 は、USB メモリ 50 を接続するための USB インタフェース 30 と、コンピュータ ( 図示省略 ) を接続するための PC インタフェース 31 と、操作部 510 と、を備えている。USB メモリ 50 には、スクリーン SC に表示すべき画像データが記憶されている。プロジェクタ 10 は、USB インタフェース 30 を介して USB メモリ 50 から画像データを直接取得し、もしくは、PC インタフェース 31 を介してコンピュータから映像信号を取得し、取得した画像データもしくは映像信号に応じて光学像を形成して、投写レンズを介して光学像をスクリーン SC に投写する。なお、第 1 実施例では、プロジェクタ 10 は、USB メモリ 50 が接続されたことを検知すると、USB メモリ 50 に記憶されている画像データを用いて画像を表示する所定の画像処理に依存した操作画面を表示する。「所定の画像処理に依存した操作画面」については、後に詳述する。第 1 実施例において、プロジェクタ 10 は、特許請求の範囲の「画像表示装置」に当たり、USB インタフェース 30 は特許請求の範囲の「第 1 の接続手段」に当たり、PC インタフェース 31 は特許請求の範囲の「第 2 の接続手段」に当たり、USB メモリ 50 は特許請求の範囲の「可搬型記憶媒体」に当たり、スクリーン SC は、特許請求の範囲の「表示部」および「第 1 の表示部」に当たり、コンピュータは特許請求の範囲の「画像供給装置」に当たる。